

議案第78号

大津市大谷乗馬場条例の一部を
改正する条例の制定について

令和8年6月24日
市民部 スポーツ課

大津市大谷乗馬場条例の一部を 改正する条例の制定について

● 利用料金の見直しについて

- 「施設使用料設定基準」に基づき、「受益者負担の原則」、「使用料算定方法の明確化」、「経費削減に向けた取り組み」等を踏まえ、利用料金の見直しを行う。
- 指定管理施設については、令和9年度に指定管理者を更新する施設を対象とする。

(大津市大谷乗馬場 現指定管理期間：令和6年度～令和8年度)

● 改正内容について

「施設使用料設定基準」に基づき、施設の維持管理等に要する経費を原価とし、受益者負担割合（100%）を乗じて算定する。

現行利用料金と算定額の乖離率	改正後の利用料金
+20%以内	現行利用料金の据え置き
+20%超～+25%以内	算定額のとおり増額
+25%超～+50%以内	25%増額 (R9.4) →算定額のとおり増額 (R11.4)
+50%超	25%増額 (R9.4) →50%増額 (R11.4) ※

※ 激変緩和措置により50%増額を上限とする

大津市大谷乗馬場条例の一部を 改正する条例の制定について

● 算定結果

(税込)

区分			現行料金 (条例上)	改定後利用料金 (令和9年4月～)	改定後利用料金 (令和11年4月～)
馬場	午前9時から 正午まで	土曜日・日曜日・休日	990	1,230	1,480
		その他の日	660	820	990
	午後1時から 午後5時まで	土曜日・日曜日・休日	1,320	1,650	1,980
		その他の日	880	1,100	1,320
	午前9時から 午後5時まで	土曜日・日曜日・休日	2,200	2,750	3,300
		その他の日	1,430	1,780	2,140
きゅう舎	1頭につき 1か月	1,100	1,370	1,650	

※市民以外の者が利用する場合は2倍

…激変緩和措置対象（当初 2年間は25%増額、その後は50%増額）

すべての区分を激変緩和措置の上限まで引き上げる。